

第1章 計画策定にあたって

1 計画策定の趣旨

我が国の総人口は、令和4年10月1日現在、1億2,494万7千人で、12年連続で減少幅が拡大しています。65歳以上の高齢者人口は3,623万6千人で、前年に比べ2万2千人の増加となり、総人口に占める高齢者人口の割合（高齢化率）は0.1ポイント上昇の29.0%で過去最高となっています。

令和5年4月に国立社会保障・人口問題研究所が公表した推計によれば、我が国の総人口は長期の減少過程に入っている一方で、65歳以上の高齢者については、団塊の世代が75歳以上となる令和7(2025)年に3,653万人に達し、団塊ジュニア世代が65歳以上となる令和22(2040)年に3,929万人、令和25(2043)年に3,953万人でピークを迎えると推計されています。また、令和22(2040)年を見通すと、85歳以上人口が急増し、医療・介護双方のニーズを有する高齢者、要介護高齢者、認知症高齢者などが増加する一方、現役世代が急減することが見込まれています。労働力人口の減少は、医療や福祉事業への影響が大きく、今後増加する高齢者に対して、福祉・介護人材の不足により必要なサービスを提供できない可能性が懸念されています。

こうした人口の規模・構造の変化を背景として、介護保険制度を含めた社会保障制度全体の安定的・持続的運営が危惧される状況になっており、住み慣れた地域で自分らしい暮らしを続けるための「地域包括ケアシステム」を深化・推進させ、将来の介護需要等の急増に対応していくことが当面の大きな課題となっています。

本市においても高齢化が進行しており、医療・介護サービスのニーズも増加するなど、社会保障は大きな岐路に立っています。また、生産年齢人口も減少しており、地域社会の活力の低下が懸念されることから、行政、地域、市民が連携し、市民が元気に暮らせるような地域づくりを支援するため、地域の実情に応じた施策・事業の実施が求められています。

本市では、高齢者施策の方向性を示す計画として、令和3年度から令和5年度を計画期間とする『唐津市第10期高齢者福祉計画・第8期介護保険事業計画』を策定し、“高齢者が住み慣れた地域で健康で生きがいを持ち暮らせるまちづくり”を基本理念とした施策・事業の展開を図ってきたところです。

こうした「唐津市第10期高齢者福祉計画・第8期介護保険事業計画」の基本的な方向性と成果を継承しつつ、長期的視点からは令和22(2040)年を念頭に、地域包括ケアシステムの構築やさらには地域共生社会の実現を目指すとともに、今後3年間の具体的な施策・取組を進めるための計画として、『唐津市第11期高齢者福祉計画・第9期介護保険事業計画』（以下「本計画」という。）を策定します。

また、成年後見制度は、認知症、知的障がいその他の精神上の障がいがあることにより財産の管理や日常生活などに支障がある人たちを社会全体で支え合う重要な手段であるにもかかわらず、十分に利用されていないため、本計画には、成年後見制度利用促進法に基づく成年後見制度利用促進基本計画を合わせて策定します。

2 計画の位置づけ

(1) 法令等の根拠

本計画は、大きく次の3つの計画を兼ねるものとなっています。また、地域包括ケアシステムの構築を目指していく中で、中期的な「地域包括ケア計画」としての性格も兼ねます。

① 高齢者福祉計画

高齢者福祉計画は、高齢者の福祉の増進を図るため、老人福祉法第20条の8第1項の規定に基づき策定する計画であり、介護保険事業計画を包括する上位の計画と位置づけられ、両計画の連携と調和を保つため一体的な計画として策定します。高齢者福祉計画は、介護保険給付対象者のみならず、給付対象外の高齢者福祉サービスを含めた高齢者福祉事業全般にわたる供給体制の確保に関する総合的な計画です。

老人福祉法 第20条の8第1項

市町村は、老人居宅生活支援事業及び老人福祉施設による事業（以下「老人福祉事業」という。）の供給体制の確保に関する計画（以下「市町村老人福祉計画」という。）を定めるものとする。

② 介護保険事業計画

介護保険事業計画は、介護保険事業に係る保険給付の円滑な実施を図るため、介護保険法第117条第1項の規定に基づき策定する計画です。

介護保険法 第117条第1項

市町村は、基本指針に即して、3年を1期とする当該市町村が行う介護保険事業に係る保険給付の円滑な実施に関する計画（以下「市町村介護保険事業計画」という。）を定めるものとする。

③ 成年後見制度の利用促進に関する市町村計画

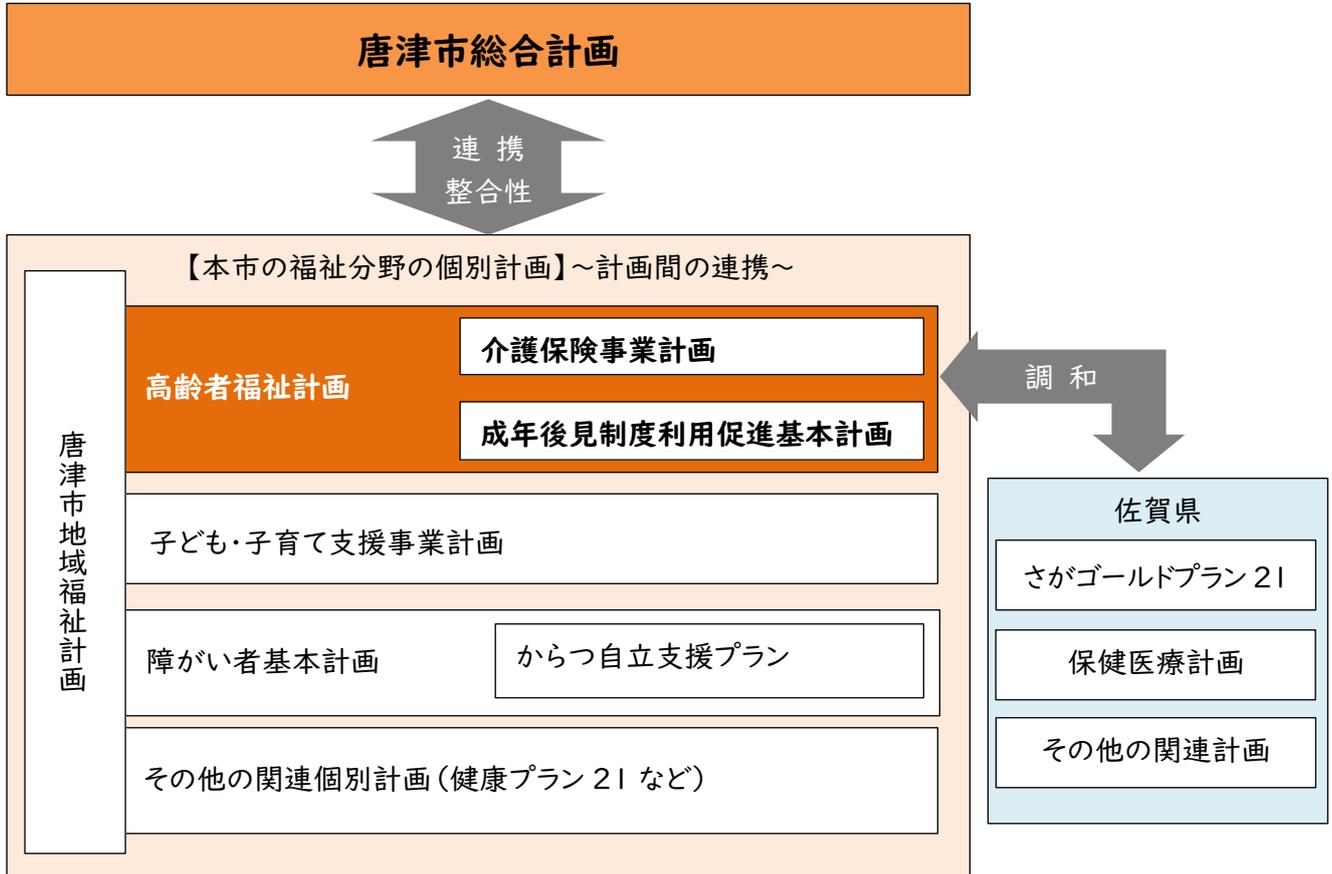
成年後見制度の利用促進に関する市町村計画は、成年後見制度利用促進法第14条第1項の規定に基づき策定する計画です。

成年後見制度利用促進法 第14条第1項

市町村は、成年後見制度利用促進基本計画を勘案して、当該市町村の区域における成年後見制度の利用の促進に関する施策についての基本的な計画を定めるよう努めるとともに、成年後見制度等実施機関の設立等に係る支援その他の必要な措置を講ずるよう努めるものとする。

(2) 他の計画との整合調和

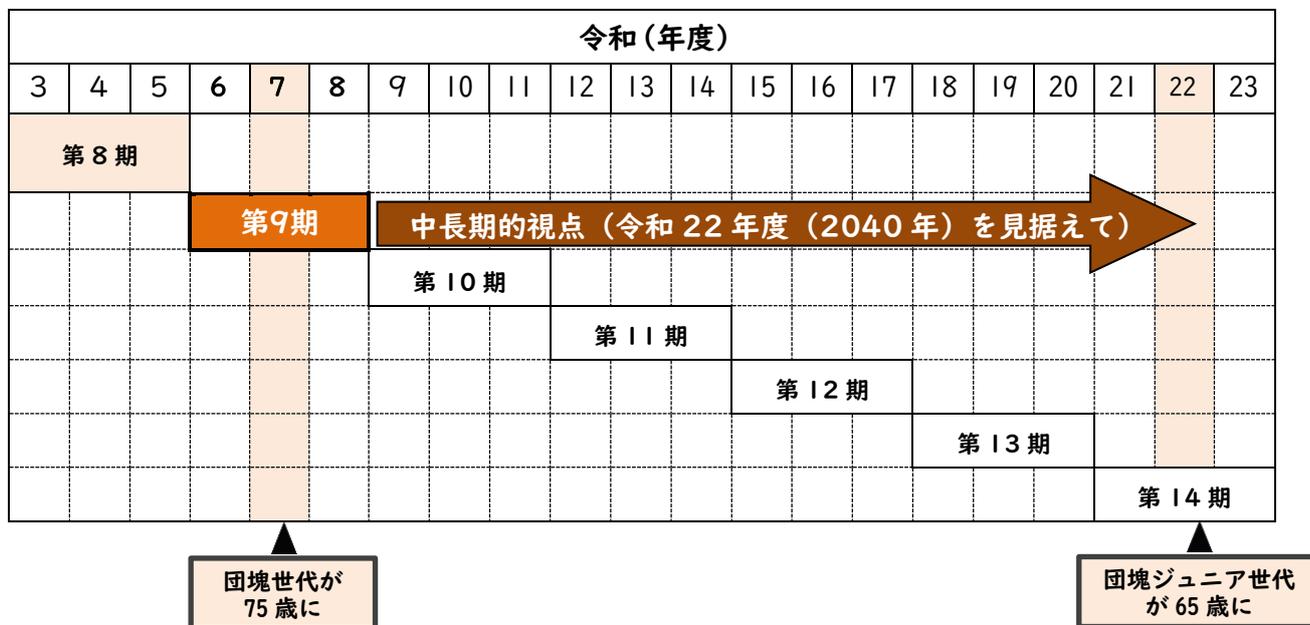
本計画は、本市の高齢者福祉施策の基本的指針となるものです。本計画の策定にあたっては、本市における最上位計画である「唐津市総合計画」や社会福祉法に基づく「地域福祉計画」、その他関連計画や県の策定する計画等との整合を図っています。



3 計画の期間

計画の期間は、令和6年度から令和8年度までの3年間とします。

なお、団塊ジュニア世代が65歳以上となり、現役世代の急減が想定される令和22(2040)年度を見据えた中長期的視点を踏まえた計画とし、介護保険サービスの利用者数や保険料などについても、中長期的な推計を行います。



4 計画策定に向けた取組及び体制

(1) アンケート調査の実施

高齢者の日常生活状況や健康状態、介護の状況等を把握するため、令和4年度に65歳以上の高齢者を対象とした「介護予防・日常生活圏域ニーズ調査」と「在宅介護実態調査」を実施し、今後の高齢者福祉施策・介護保険事業に活かすとともに、計画策定の基礎資料としています。

(2) 高齢者福祉計画・介護保険事業計画策定委員会の開催

本市では学識経験者、医療関係者、福祉事業関係者、介護サービス事業者、被保険者代表等の参画による「唐津市高齢者福祉計画・介護保険事業計画策定委員会」を設置し、計画策定に向けての審議を重ねました。

また、主要な課題の解決に向けて「唐津市高齢者福祉計画・介護保険事業計画策定委員会」に「医療・介護グループ作業部会」と「高齢者福祉グループ作業部会」を設置し、より適正かつ円滑に協議を行いました。

(3) パブリックコメントの実施

本計画に広く市民からの意見を反映するため、令和6年1月16日(火曜日)から令和6年2月13日(火曜日)まで計画素案に対するパブリックコメント(市民意見の提出)を実施しました。

5 関係機関との連携及び計画の進捗管理

(1) 関係機関との連携

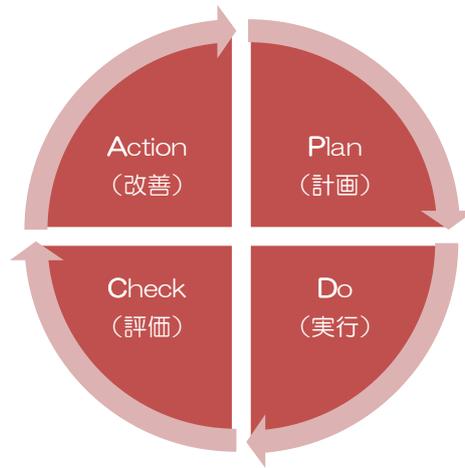
本計画は、本市における高齢者に関する総合的な計画であり、その範囲が広範にわたるため、行政のみならず民間団体や保健・福祉・医療・介護・防災などの各機関との連携が欠かせないものになります。

このため、この計画の目標の実現に向け、市高齢者支援課・地域包括支援課・その他関係部署との内部連携や、佐賀県や近隣市町などの行政機関との連携、その他関係団体や機関との外部連携を図り、介護・医療・福祉の施策を一体的に進め、施策の総合的・効果的な実施に努めます。

(2) 計画の進捗管理

本計画に基づく施策を総合的・計画的に推進するため、計画・実行・評価・改善のPDCAサイクルを確立し、介護・医療・福祉に関して総合的な見地から推進状況を評価・確認していきます。

また、要介護認定の状況、第1号被保険者の保険料の収納状況、サービスの需給状況などについて各種調査データや統計データを活用しながら適宜検討を行い、介護保険財政の健全運営を図っていきます。なお、施策の実行や評価にあたっては、国の保険者機能強化推進交付金等も活用していきます。



< 例 >

自立支援・重度化予防に向けた 地域マネジメント実施におけるPDCAサイクル

- ①目標達成に向けた具体的な計画の策定(P)
- ②計画に基づいた、自立支援・重度化予防に向けた取組の実施(D)
- ③実施した施策や取組の検証・実態把握・課題分析(C)
- ④評価結果を踏まえた計画の見直し・改善(A)